

# 住居（すまい）るローン（借換資金）

令和元年 10 月 1 日現在

1. 商 品 名	住居（すまい）るローン（借換資金）
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当金庫の会員または会員となる資格を有する個人の方</li> <li>・満 20 歳以上満 65 歳以下で完済時満 75 歳以下の方</li> <li>・安定継続した収入の見込める方</li> <li>・既往住宅ローンのご融資日から 5 年以上経過し（ステップ償還をご利用、または 2 度目の借換の場合は 7 年以上）、かつ直近 1 年間の支払に遅れがない方</li> <li>・(株)ジャックスの保証を受けられる方</li> </ul>
3. ご融資資金の用途	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既往住宅ローンの借換え資金 ただし、無担保の住宅ローンは対象外となります</li> <li>・住宅金融支援機構・年金資金運用基金・銀行・信用金庫・信用組合・農協・生命保険会社・損害保険会社等の公的機関または民間金融機関よりご融資をうけている住宅ローンが対象となります</li> </ul>
4. ご 融 資 金 額	・50 万円以上 1,000 万円以内（単位は 1 万円きざみ）
5. ご 融 資 期 間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6 ヶ月以上 20 年以内</li> <li>ただし既往住宅ローンの残余年数に 3 年を加えた期間内</li> </ul>
6. ご 融 資 利 率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変動金利（付利単位 1 円）</li> <li>・ご融資利率は当金庫が定める短期プライムレートを基準として決定いたします なお、ご融資利率は金融情勢などに応じて変動します</li> <li>・ご融資後は当金庫の短期プライムレートの改定日後最初に到来する利払日の翌日から適用します</li> </ul>
7. ご 返 済 方 法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・元利均等払</li> <li>・ボーナス時増額弁済併用可能です（ただし増額分は融資額の 50%以内）</li> </ul>
8. 団体信用生命保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当金庫の指定する団体信用生命保険にご加入いただきます なお、保険料は当金庫が負担します</li> </ul>
9. 保証人及び担保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(株)ジャックスが保証するので原則必要ありませんが、次に該当する場合は連帯保証人が必要です <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) (株)ジャックスが連帯保証人を条件とした場合</li> <li>(2) 団体信用生命保険に加入しない場合、原則法定相続人</li> </ul> </li> <li>・不動産担保は必要ありません ただし既往住宅ローンの担保物件に設定された担保の登録は抹消していただきます</li> <li>・保証料はご融資利率の中に含まれています</li> </ul>
10. 手 数 料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・期限前一括返済または一部繰上返済を行う場合は、返済元金に対し 0.550%（消費税込）の手数料が必要ですが 但し、55,000 円（消費税込）を上限とします</li> <li>・条件変更（割賦金見直しまたは期間延長のともなうもの）を行う場合は、条件変更手数料 11,000 円（消費税込）が必要です</li> </ul>

帯 広 信 用 金 庫

## 住居（すまい）るローン（借換資金）

11. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫の平日営業日に、営業店または「お客様サポート室」（9時～17時、電話：0800-800-3345）にお申し出ください</p> <p>・ 紛争解決措置 札幌弁護士会（電話：011-251-7730）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫の平日営業日に、上記「お客様サポート室」または北海道地区しんきん相談所（9時～17時、電話：011-221-3273）、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください</p> <p>なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です また、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）をご利用の際には、 ①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります 詳しくは、東京三弁護士会、「お客様サポート室」もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください</p>
12. その他	<p>・ 現在のご融資利率に関しては、当金庫本支店窓口でお問い合わせください</p> <p>・ 返済試算表をご希望の方は、当金庫本支店窓口でお問い合わせください お客さまが申し出た条件での返済額を試算いたします</p>

◎くわしくは窓口にお問い合わせください。